

本学健康・スポーツ科学科における 障害者スポーツ指導者資格取得制度と課題について

永田 隆子, 保井 俊英, 田中 美紀, 藤原進一郎
(武庫川女子大学 健康・スポーツ科学科)

MWU Systems for Sports Trainers of the Disabled, and Related Issues

Ryuko Nagata, Toshihide Yasui, Miki Tanaka, Shinichiro Fujiwara

*Department of, Health and Sports, School of Letters,
Mukogawa Women's University, Nishinomiya, 663-8558, Japan*

Abstract

Sports for the disabled are rehabilitational, recreational, and adaptive sports, which are of great benefit to the disabled community. However, they have not spread enough. Thus, in an effort to promote sports for the disabled, Mukogawa Women's University has created a special curriculum for trainers and coaches involved in these sports.

At the Dept. of Health and Sports, School of Letters, Mukogawa Women's University, the students are now able to enroll in two special training curriculums patterned after the teaching system of the Japan Sports Association for the Disabled. The first of these two curriculums is for trainers, and consists of "Basic", "Intermediate", and "Advanced" training courses. The second is a training system for sports coaches of the disabled.

For sports trainers and coaches of the disabled, practical training and real experience is indispensable. Thus, to receive an "Intermediate" trainers' license, the students must engage in real activities with disabled participants at least 15 times. Therefore, more opportunities for high-quality, practical training with the disabled will be needed.

Also, the system for "Intermediate" trainers' license system should be changed, so that the "Sports Course" students would be able to participate in this new curriculum and receive a license. It is only natural, and right that the students should be given as many opportunities as possible to learn, study, and to serve their community.

1. はじめに

障害のある人たちが親しんでいるスポーツは、障害のためにできないことがあったり、安全上避けなければならないことがあるために、施設や用具、あるいはゲームの進め方などのルールを工夫して行われている。例えば、バレーボールのネットの高さが男子と女子、大学生と中学生が違うように、長時間立ってゲームのできない切断者等では、男子が1m15cm、女子が1m05cmと低くして行われている。一般に行われているスポーツでも、性別、年齢、体重や技術レベル等の違いによってルールを変えて行うことがあるように、障害者が行っているスポーツは、Adaptive Sportsと言われるように障害に適したルール、すなわちネットの高さ等の負荷を変えて行っているだけであり、決して特殊なスポーツとは考えない方がよい。

スポーツの振興には、スポーツ施設の充実、指導者の育成、組織化の促進や競技会などスポーツ行事の

活性化等があげられる。わが国の障害者のスポーツ振興においても 1966(昭和 41)年より厚生省は(財)日本身体障害者スポーツ協会(以下(財)日本障害者スポーツ協会と合わせて「協会」とする)に委託して、指導者養成講習会を開催するようになった。その後もこの指導者養成事業は続けられ、1985(昭和 60)年より社会的に認知された質を共に充実した指導者の育成を求めて、協会公認身体障害者スポーツ指導者制度(以下「指導者制度」とする)が発足した。そして、さらなる指導者の育成をめざして、1993(平成 5)年には資格取得認定校(以下「認定校」とする)制度も発足した。

本学健康・スポーツ学科では、幅広いスポーツ指導者をめざして、1992(平成 4)年度(当時は教育学科体育専攻)入学生に対して、中学・高等学校教員免許状(保健体育)及び 2 級レクリエーション指導者に加えて、健康運動実践指導者、地域スポーツ指導者 B・C 級、スポーツプログラマー 1 種の資格取得を可能にするカリキュラムを編成した。その後認定校制度の発足に伴い、初級スポーツ指導員(以下「初級指導員」とする)の認定校の申請を行い、認可された。さらに 2000(平成 12)年度より認定校で取得できる指導員資格が初級に加えて中級スポーツ指導員(以下「中級指導員」とする)も可能になったこともあり、中級指導員も含めた資格取得をめざして学科運営を進め、今日に至っている。

そこで、この認定校としての取り組み及び今後のあり方について検討を行ったので報告する。

2. 障害者のスポーツの現状

(1) 近年のわが国障害者福祉の概況

2001(平成 13)年 1 月、中央省庁の再編成により、人の誕生から雇用、老後の保障まで国民が安心して暮らせる政策について総合的かつ一体的にまとめられることになった。そこでわが国の障害者施策は、厚生労働省の所管として社会・援護局の担当となり、再編後を見通した平成 12 年度の施策の概況が平成 13 年度版「障害者白書」に報告されているが、障害者の自立と社会参加の促進の大きな柱として、スポーツ、レクリエーションの振興が取りあげられていることは特筆できる。

(2) 障害者の数

わが国の障害者支援の根本的基本理念を定めた「障害者基本法」[1970(昭和 45)年制定、1993(平成 5)年大幅改正]によると、障害者とは「身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの」と定義している。

最も新しい厚生労働省の資料によるわが国の障害者数は、表 1 に示したとおりである。

表 1. 障害者数について

障害種別	概 数	備 考
身体障害者	3,326,900 人	身体障害児・者実態調査(平成 13 年)
知的障害者	413,000 人	精神薄弱児(者)基礎調査、社会福祉施設等調査(平成 7 年)
精神障害者	約 2,170,000 人	患者調査(平成 8 年)
計	約 5,909,900 人	国民の約 21 人に 1 人の割合になる。

(3) スポーツ施設

障害者のスポーツは、第二次世界大戦[1945(昭和 20)年に終戦]による多くの戦傷病者の医学的なりハビリテーションの手段であった。しかしそれは医療機関でのことであり、スポーツが在宅の障害者にレクリエーションとして、また競技として親しまれるようになったのは、1965(昭和 40)年の全国身体障害者スポーツ大会(以下、全国障害者スポーツ大会と合わせて「全国大会」とする)の開催以降のことである。

この大会が契機となって、各都道府県・指定都市(以下「県等」とする)の選手選考や練習の場が求められるようになってきた。そこで、1974(昭和 49)年大阪市は病院や施設に入所している人や団体だけを対象としたものではなく、家族と一緒に生活をしている障害者が、「いつ、一人で行っても、仲間や指導者がいて、いろんなスポーツに親しむことができる」施設として、大阪市身体障害者スポーツセンター(現;大阪市長居障害者スポーツセンター)を開設した。その後、1981(昭和 56)年の国際障害者年における県等の取り組みなどもあり、障害者の優先利用スポーツ施設が全国に建設されるようになった。

現在、障害者が使用しやすいスポーツ施設として、表 2 のような施設があげられる。

表 2. 障害者スポーツ施設

- * 身体障害者福祉センター(障害者スポーツセンターと呼ばれている施設の殆どがこれに該当する)
- * 勤労身体障害者体育施設、勤労身体障害者教養文化体育施設
- * その他
[県等が独自に開設した施設(神戸市のしあわせの村等)、障害者更生センター、病院や福祉施設の付属施設等]

しかし、国民一人ひとりのスポーツ振興を考える中で、障害者のための特別なスポーツ施設を増設させるよりも、全てのスポーツ施設が誰でも使えることが重要であり、物理的なバリアフリーだけではなく、管理運営や社会的な環境の改善が望まれるところである。

(4) スポーツ組織

障害のある人たちだけを対象にしたスポーツ組織として、1924(大正 13)年の世界ろう者スポーツ協会が世界で最初に組織された。さらに第二次世界大戦以後、車椅子使用者、切断・機能障害者、視覚障害者、脳性麻痺者や知的障害者がスポーツ組織を作り、パラリンピックが次第に成功裏に発展、拡大される中で、障害者の「IOC」ともいえる国際パラリンピック委員会「IPC」が、1989(平成元)年に各国・地域とこれら障害別スポーツ団体及び各競技団体などにより組織された。

わが国では、1999(平成 11)年、協会の寄付行為が大幅に改訂され、県等障害者スポーツ協会(現在 59 中 51 に設立)、競技団体(現在 39)と障害者スポーツ指導者(以下「指導者」とする)の 3 つの組織が協議会として協会に位置づけられている。

(5) スポーツ指導者

① わが国の指導者育成の経過

全国大会のスムーズな運営が契機で開催されるようになった講習会が、次第に指導者養成のための研修会へと発展していった。1985(昭和 60)年、指導者制度の制定により障害者にスポーツの生活化を促したり、競技会に参加するための知識や技能の指導できる指導者育成が進められるようになり、現在に至っている。

幅広い指導者を求めて、協会は 1985(平成 5)年度より認定校の制度を発足すると共に、(財)日本体育協会が育成認定している公認指導者に優遇措置を設け、指導者養成を幅広く行っている。

② 指導者養成研修会

2001(平成 13)年度に実施された養成研修会と認定校は表 3, 4 のとおりである。また、公認指導者数、指導者別職業別の割合を表 5, 6 に示した。指導者養成は、研修会、認定校によって行われており、初級指導員養成が中心である。

表3. 協会公認障害者スポーツ指導者養成研修会について（平成13年度分）

研修会	実施回数	主 管
初級研修会	56	各都道府県・指定都市 51, 学生対象研修会
中級研修会	3	大阪府, 仙台市, 近畿ブロック
上級研修会	1	協会
コーチ研修会	1	協会

表4. 協会公認指導者資格取得認定校数について（平成14年5月現在）

認定校	専門学校	短期大学	大学
初級認定校数	53	15	14
中級認定校数	0	0	6*

(注) 平成13年度
 資格取得申請者 2,895名
 (同年度新たに申請した者
 5,579名の約52%に当る)
 ※初級認定校も含む。

表5. 協会公認指導者数について（平成14年7月31日現在）

指導員	人 数	率(%)
初級指導員	16,276	91.5
中級指導員	1,135	6.4
上級指導員	370	2.1
コーチ(再掲)	(61)	(0.3)
合計	17,781	100.0

表6. 協会公認指導者職種別割合について（単位：%）

職種	初級	中級	上級	コーチ
福祉関係	20	34	59	70
民間会社	18	18	6	7
学校・病院・公的機関	10	26	19	20
なし	37	31	16	3
学生	14	1	0	0

(6) スポーツ競技会

① 国際大会

ろう者の世界大会は1924(大正13)年から、パラリンピックの基盤になった脊髄損傷者の大会は1952(昭和27)年から開催されている。わが国は、前者の大会には1965(昭和40)年の夏季大会、1967(昭和42)年の冬季大会から参加し、後者の大会には1962(昭和37)年から参加している。

その後、1960(昭和35)年から始まったパラリンピック競技大会には、第1回大会から毎回多くの選手団を派遣しており、冬季大会にも1980(昭和55)年の第2回大会から参加している。さらに、日本が中心になって開催されるようになった極東・南太平洋障害者スポーツ大会も今年で第8回を迎えた。

② 国内大会

1965(昭和40)年より開催されてきた全国大会の主たる目的は、「障害者にスポーツを普及すること、

健康・体力の維持・増進、残存機能の向上と社会生活に必要な精神・態度の育成及び社会の障害に関する理解を深めること」とされ、次第にスポーツ競技会としての体をなしてきた。2001(平成13)年には知的障害者も含めた全国大会が開催されるようになり、その目的も「スポーツの楽しさを体験し、社会参加の推進に寄与する」スポーツ競技会として発展を続けている。

1989(平成元)年国際パラリンピック委員会の結成以降、パラリンピックに代表される世界の動きは、完全な競技志向であり、それに対応するためにルールやクラス分けなど国際組織に準じたジャパンパラリンピックも、1993(平成5)年以降開催されている。さらに、競技団体の組織化が進むにつれて、選手権大会なども活発に実施されるようになってきた。

3. 障害者のスポーツ指導者育成

(1) 協会公認指導者制度

① 制度の概要

協会公認指導者制度は、1985(昭和60)年より始まった。この制度の目的は、「障害者の特性に応じたスポーツの指導体制を確立する」「指導者の資質と指導力の向上を図る」「指導者の本協会内における位置づけを明確にするとともに、社会的信頼を確保する」「県等、ブロック並びに競技別に指導者の組織的連携を進め、指導活動の促進を図る」とされている。これらを実現させるために、表7のようなスポーツ指導員(初級、中級、上級)とスポーツコーチの認定が行われている。

表7. 指導者の種類、役割、資格取得条件

種類	役割	資格取得条件
初級指導員	身近の障害者にスポーツの生活化を促進する(スポーツへの動機付け)	18歳以上 協会指定の研修(24時間)修了者
中級指導員	県内レベルの障害者のスポーツ指導にあたる(スポーツの手ほどき)	初級指導員として2年以上の経験(80時間<10日>程度) 協会指定の研修(63時間)修了者 認定校:3年間120時間<15日>の指導経験
上級指導員	必要な専門知識と技能並びに高度な指導技術を身につけ、都道府県・ブロックレベルにおいて、指導者を含めた指導にあたる	中級指導員として3年以上の経験(120時間<15日>程度) 協会指定の研修(61時間)修了者
コーチ	特定競技や種目の専門技術の指導と活動組織の育成や指導にあたる	中級、上級スポーツ指導員の経験 障害者スポーツ競技団体の推薦 協会指定の研修(30時間×3年間=90時間)修了者

指導者の育成は、協会指定の研修において行われ、指導者養成講習会等の形式で実施されている。これは、協会が実施するもの、協会の指導下で地方公共団体及び関係機関が実施するもの、協会認定の学校等によるものとされている。このうち、協会認定の学校等によるものが、認定校制度として1993(平成5)年に発足した。

② 認定校制度

認定校制度は、指導員の資格取得希望学生の急増と障害者のスポーツ振興に意欲を持つ者の育成上、学校教育法に基づく大学・短期大学及び専修学校、理学療法士の養成課程をもつ学校等に対して、申請により認定校を指定し、一定課程の修了をもって資格を認定する制度である。認定校としての手続きは、指定された申請書に、資格取得に必要な科目とその概要、講師名と職名または指導者資格名、学則(カリキュラムが明記されたもの)、申請料を添えて提出し、承認を受けることになっている。

認定校における資格取得の条件について、表8に示した。初級指導員、中級指導員、そして中級指導員研修会受講資格に分けられる。

表8. 認定校における資格取得と資格取得条件について

資格の種類	資 格 取 得 条 件
初 級 指 導 員	協会が指定する内容を含む科目を取得し、卒業を条件に申請手続きをする
中 級 指 導 員	協会が指定する内容を含む科目の取得と、3年間にわたって15日(回)以上の指導実習を行い、卒業を条件に申請手続きをする
中級指導員養成研修会受講資格	初級を取得し卒業までに2年以上を残す場合、卒業を待たずに初級の申請をし、2年間にわたる10日(回)以上の指導実習を行い指導記録欄に記録を残す

(2) 本学健康・スポーツ科学科における指導者育成の取り組み

2000(平成12)年度、文学部教育学科「体育専攻」より、「健康・スポーツ専攻」に名称変更し、さらに2001(平成13)年度の改組により文学部「健康・スポーツ科学科」として設置された。健康・スポーツ科学科は、「学校におけるスポーツ活動や健康教育のみにとどまらず、地域社会や競技スポーツの世界にまでその教育研究対象を広げ、生涯にわたる国民の健康の維持増進・スポーツの発展に寄与・貢献できる専門的な女性の養成を目的とした教育理念」をうちたて、健康運動科学コースと、競技スポーツコースの2コースを設けた。この教育理念に基づき、各種団体等の資格を調査研究した。その結果、健康運動科学コースでは、初級および中級指導員資格取得を、競技スポーツコースでは、初級指導員取得が適切であろうと結論した。

また、短期大学部健康・スポーツ学科は、大学健康・スポーツ科学科と同様の理念で教育は進められており、健康教育コース、生涯スポーツコース共に、初級指導員資格取得をめざしている。

そこで、次のように資格取得認定校として認可を受け、指導者の育成にも努めている。

① 本学健康・スポーツ科学科における協会公認指導者資格取得のための手順

図1に資格取得の手順を示した。図のように本学健康・スポーツ科学科の教員が窓口となって、協会と学生の連絡に当たっている。

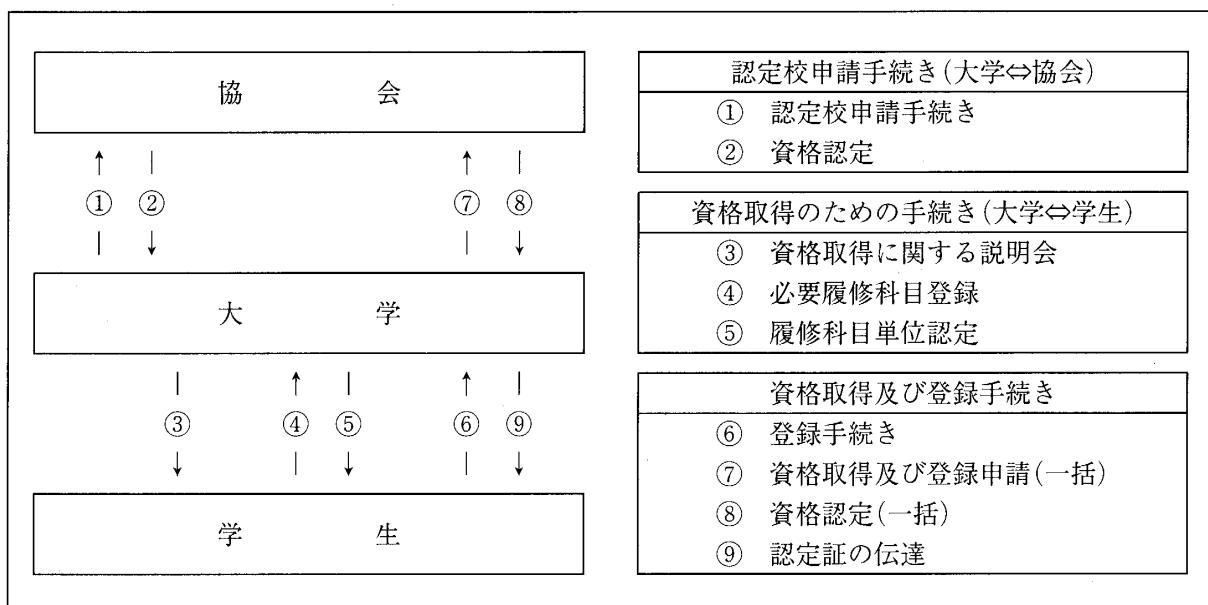


図1. 本学科における指導者資格取得のための申請手順について

本学健康・スポーツ科学科における障害者スポーツ指導者資格取得制度と課題について

② 協会指定の研修科目と本学健康・スポーツ科学科開講科目

資格取得希望学生は、健康・スポーツ科学科が行う説明会に出席し、その趣旨を理解した上で、履修便覧に記載されている科目的単位を取得することが条件である。

例として、健康運動科学コースの中級指導員資格取得に必要な研修内容を含む科目を表9に示した。協会が基準カリキュラムとして指定している1~25の講習科目・内容に充足するように、本学健康・スポーツ科学科のカリキュラムを割り当てている。この資格の基幹科目である「障害者スポーツ論、障害者スポーツ指導法演習、障害者スポーツ指導法実習」の他に、専門科目26科目、教職科目2科目、全学共通教育科目10科目、特別学期学科プログラム1科目からなっている。これは、「研修科目内容(時間)」=「科目」で構成されているのではなく、障害者スポーツに関する内容を、幅広い領域や知識の中で捉え、深めていくこととしている。学生は、協会指定の講習科目・内容の枠の中で1科目を選択して単位を取得し、25科目分揃えることによって養成研修修了と同じ扱いになる。

同コースにおける初級指導員の研修内容を含む科目は、講習科目・内容1~8の項目がこれにあたる。競技スポーツコース、短期大学部健康・スポーツ学科健康教育コース、同生涯スポーツコースも同様な形式で、専門科目、教職科目、全学共通科目で構成している。

表9. 協会公認 指導者資格取得に必要な研修内容を含む科目について

開 講 科 目	開 講 科 目	開 講 科 目
1. 障害者福祉概論 社会福祉論 障害者スポーツ論 社会福祉援助技術論(共) 家庭での介護法(共) 社会福祉援助論:利用者中心援助(共) 障害者スポーツ(共)	7. リハビリテーション概論 障害者スポーツ論 障害児の発達と教育 障害者スポーツ(共) 8. 障害者の親しんでいるスポーツの体験 障害者スポーツ指導法実習 障害者スポーツ(共) スポーツ実技(遊びと障害)(共) 養護学校参加実習	15. スポーツ指導上の留意事項(身体障害) 障害者スポーツ論 障害者スポーツ指導法演習 16. スポーツ指導上の留意事項(知的障害) 障害者スポーツ論 障害者スポーツ指導法演習 17. 全国大会の競技規則の概要 障害者スポーツ論 18. 障害各論Ⅰ 障害者スポーツ指導法演習 障害者スポーツ(障害各論) 19. 梯装具 障害者スポーツ論 障害者スポーツ(障害各論) 20. 全国大会の障害区分 障害者スポーツ論 障害者スポーツ(障害各論) 21. スポーツ傷害 スポーツ医学(内科) スポーツ医学(外科) 健康・スポーツ安全管理 22. 救急処置 スポーツ医学(外科) 救急処置法・実習Ⅰ 家庭での介護法(共) 23. ウエイトトレーニングの実習 フィットネス指導法演習 フィットネス指導法実習 24. 全国大会実施競技の実習 障害者スポーツ指導法実習 スポーツ実技(遊びと障害)(共) 25. レクリエーション実技 レクリエーション指導法演習 レクリエーション指導法実習
2. 健康・体力づくり 生涯スポーツ論 健康科学総論 健康学 スポーツと健康(共) スポーツ実技(遊びと障害)(共) 女性の健康(共)	9. 全国大会開催基準要綱の概要 障害者スポーツ論 10. スポーツ指導者の育成 スポーツ指導論 スポーツ経営管理学 スポーツ組織経営論 障害者スポーツ論 11. 高齢者の健康管理 発育発達・老化論 看護・介護法 高齢者環境論(共) 12. 運動生理学概論 運動生理学 スポーツトレーニングの科学Ⅰ 運動处方 13. 発育・発達概論 発育発達・老化論 体育原理 14. トレーニング基礎理論 スポーツ科学総論 スポーツトレーニングの科学Ⅰ スポーツ運動学	
3. スポーツ心理学概論 障害者スポーツ論 スポーツ心理学Ⅰ スポーツ社会学 障害者スポーツ(共)		
4. 安全管理 健康・スポーツ安全管理 スポーツの医学(共) スポーツ実技(遊びと障害)(共) くらしの医学(共)		
5. レクリエーション概論 レクリエーション論 レクリエーション指導法演習 レクリエーション指導法実習 障害者スポーツ論 スポーツ実技(遊びと障害)(共)		
6. 障害概論 障害者スポーツ論 障害者スポーツ指導法実習 スポーツ実技(遊びと障害)(共) 障害者スポーツ(共)		

注) (共)とは全学共通教育科目をさす

さらに、中級指導員の資格申請には、3年間、120時間(15日)以上の実習経験が必要とされており、活動実績証明(手帳)のコピーも添付しなければならない。この実習の取り扱いについて、本学健康・スポーツ科学科では、表10のような指導を行っている。

表10. 活動実績証明の取り扱いについて

- *競技会、行事等に役員・補助員として参加した際に、主催者側の証明を受ける
- *近所の障害児をスポーツ施設へ連れて行ってあげたような証明がもらえない場合は、手帳の事項欄と実習経験証明用紙に感想(200字程度)等必要事項を記入し、担当教員に提出して証明を受ける

この場合の活動実績と認めるケースは、障害者を対象とした競技会、運動会、レクリエーションの集い、講習会、研修会、研究会、個人の障害児(者)のスポーツ、レクリエーション等を含む遊びの援助等としている。

中級指導員養成講習会受講資格に関わる実習経験も、同様の手続きの上、処理を行っている。

(3) 過去の資格取得者の概況

本学健康・スポーツ科学科における初級指導員資格取得者について、1995(平成7)年度卒業生からの推移を図2に示した。1995(平成7)年度卒業生は、学科在籍者の約50%がこの資格を取得している。その後約55%，約70%と伸び現在に至っている。1998(平成10)年度卒業生の取得割合が約50%と減少しているが、他の資格であるレクリエーションインストラクターの取得率も約10%落ちており、その学年の特殊性と考えられる。中級指導員資格の取得者については、今年度が最初であるため、初級指導員のみを掲載した。

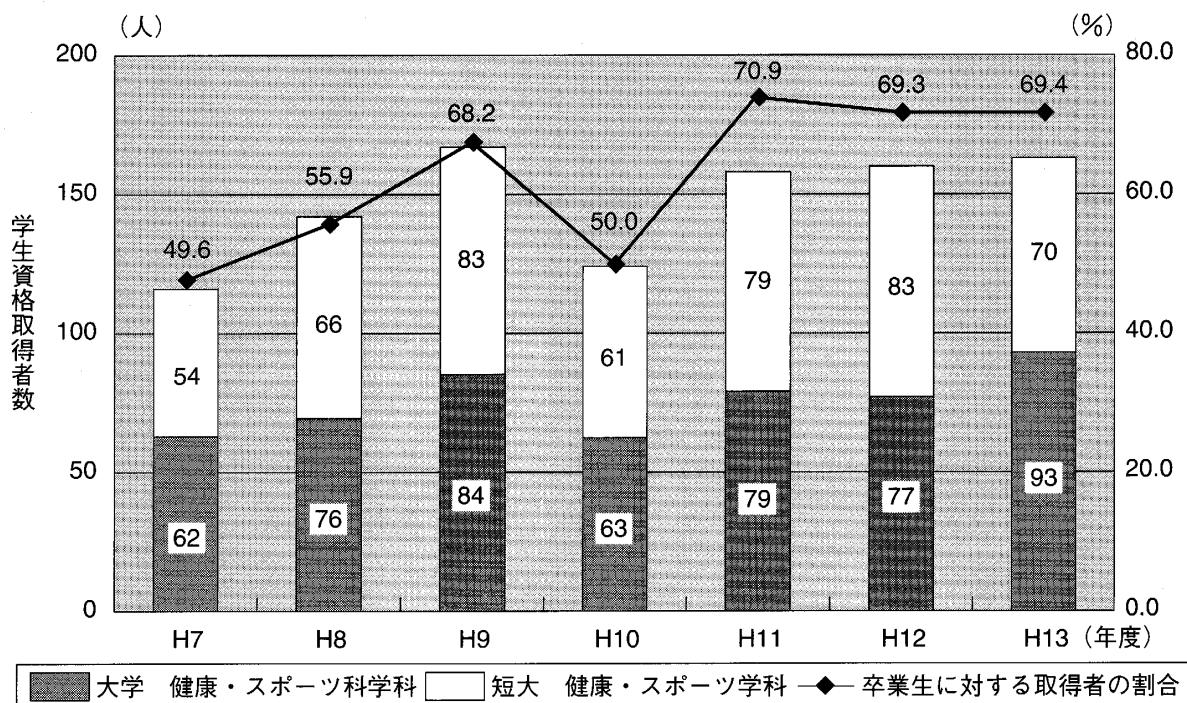


図2. 本学科における初級スポーツ指導員資格取得者の推移について(H8.3月～H14.3月卒)

(3) 中級指導員資格取得と問題点

健康・スポーツ科学科は、幅広い指導者の育成をめざしている。日本国民の約21人に1人が障害者である現状より障害者のスポーツ活動に関わる人材育成は、今後注目していくかなければならない問題である。

本学健康・スポーツ科学科における障害者スポーツ指導者資格取得制度と課題について

障害者のスポーツ現場においても、「ニーズに応じた指導者の育成」が望まれている。障害者の指導者は、単に「資格を多くとりたい」という水準ではなく、指導者としての「質の向上」を求めて、育成を図らねばならない。

初級指導員については、「障害者への動機付け」が役割とされているが、中級指導員では、「障害者へのスポーツ・レクリエーションの手ほどき」等の指導が求められている。さらに中級指導員は、上級指導員やコーチにつながり、指導者を含めた指導、専門競技の指導が求められる。この中級指導員の育成こそ、今後の課題であり、検討していく必要がある。

健康・スポーツ科学科では、「理論→演習→実習」というカリキュラムの縦の組み合わせと、前述のように幅広い領域のカリキュラムにより立体的に構成されている。幅広いカリキュラムが、個々に展開されるだけでなく、科目間の連携をとりながらこの中級指導員の育成を行わなければならない。そのためには、基幹科目である「障害者スポーツ論、障害者スポーツ指導法演習、障害者スポーツ指導法実習」がその調整的役割を果たすこと、また実践能力を高めるための実習経験を増やすこと、そしてサポートシステムの構築等が考えられる。

図3に、今後検討していかなければならない中級指導員の養成プロジェクトを示した。障害者スポーツに関する基幹科目が、2年後期から積み上げられていく。その後、あるいは時期を平行して学外実習が計画されており、これらを結びつけることによって、「質の向上」が果たせるものと考える。「障害者スポーツ論」で、他の資格関連科目との調整、およびその後の「養護学校参加実習・介護等体験」において障害児の状況を理解するよう指導する。続く「障害者スポーツ指導法演習」で、実際に障害者が行うスポーツを経験し、その指導法を学ばせる。また同時期に行われる「教育実習」で、子ども達に指導する実践能力を身につけさせる。さらに「障害者スポーツ指導法実習」で指導能力を深めさせ、「健康・スポーツ実践実習」では障害者に対するスポーツ指導実践能力を高めさせる必要がある。このように理論、指導法、実践実習を系統立てることによって、指導者としての質の向上をめざす。

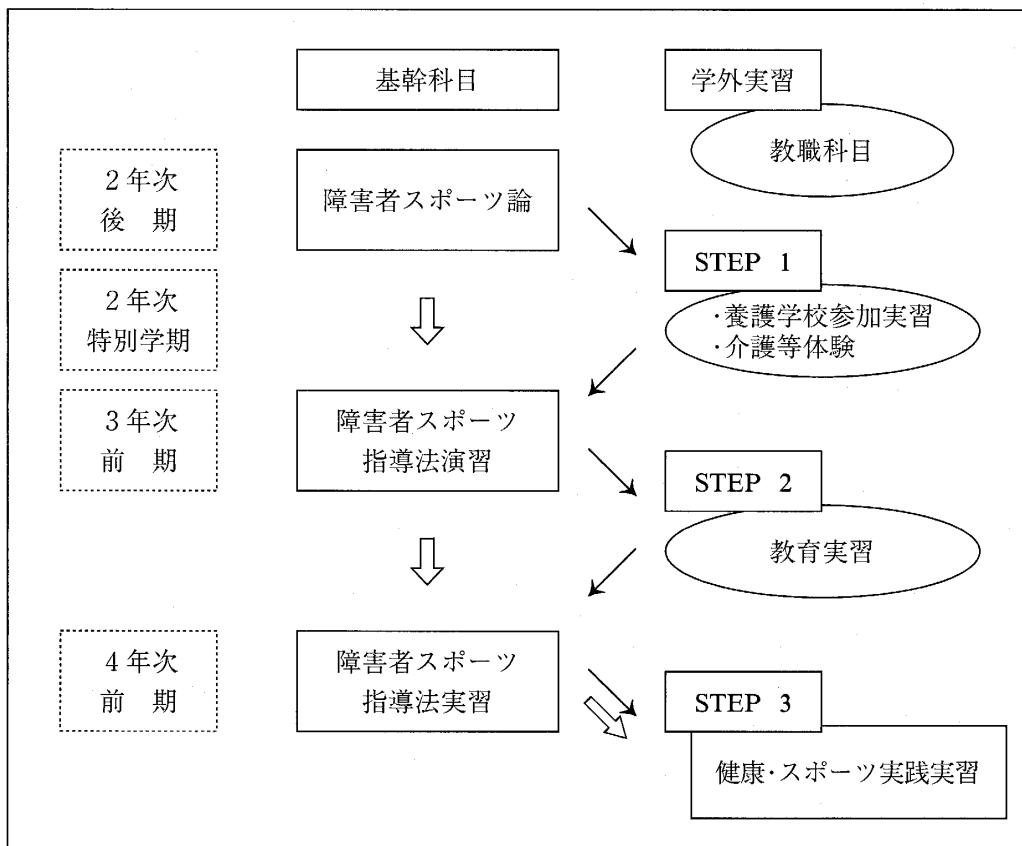


図3. 障害者中級スポーツ指導員養成プロジェクトについて

一方、中級指導員資格取得において、最大の問題点は、「3年間 120時間(15日)の指導経験」である。前述の「養護学校観察実習・介護等体験」(7日)に、スポーツ実践実習(3日)を加えることができれば、10日に数えることができる。さらに、過去特別学期に行われていた、短期大学部健康・スポーツ学科「体育施設体験研修」等を、健康・スポーツ科学科のプログラムとしてアレンジし、障害者スポーツ施設を対象にすれば、この日数の加算は可能となってくる。このように実習経験を加算できることによって、規定の指導経験日数のクリアは可能であろう。しかしながら、基本的な制度の要求は、「自らの意志で行動し努力すること」であり、受身に立たせることはマイナスに等しい。そのためには、情報提供サポートシステムをつくり、資格取得希望学生と関連機関の仲介を果たせるように進めていかなければならない。

その他、学生のニーズの一つである大学健康・スポーツ科学科「競技スポーツコース」に中級指導員資格取得の道を広げること、また教員・学生が集い、研究するための障害者スポーツ研究会やサークル、研修会のような場の設定等、今後検討する必要があろう。

4. まとめ

本学健康・スポーツ科学科は、協会公認指導者制度による認定校として認可され、初級および中級スポーツ指導員等の育成を行っている。今回、この認定校の取り組みと今後のあり方を検討したので報告する。

- (1) 障害者のスポーツは、リハビリテーション、レクリエーションやスポーツとして現在親しまれているが、まだまだ十分振興されているとはいえない。そこで、協会は指導者制度を充実し、指導体制、指導者育成、指導活動の促進を目的として、スポーツ指導員とスポーツコーチの認定を行っている。
- (2) 資格取得希望学生は、指定された単位の取得と実習経験により、所定の手続きを行うことによって、資格取得が可能である。中級指導員の質的向上をめざすために、資格取得に関連する科目間の連携と学外実習の充実が課題である。基幹科目である「障害者スポーツ論、障害者スポーツ指導法演習、障害者スポーツ指導法実習」が調整的役割を果たし、学外実習である「養護学校参加実習、介護等体験、教育実習、健康・スポーツ実践実習」において実践的能力を高めていく。
- (3) 中級指導員の資格取得条件である3年間 120時間(15日)の指導経験に「養護学校参加実習、介護等体験、健康・スポーツ実践実習」と特別学期「体育施設体験研修」を加えることを検討する。不足時間は、情報提供を目的としたサポートシステムを確立し、取得希望学生に公開する必要がある。
- (4) 現在、中級指導員取得可能なコースは、健康・スポーツ科学科健康運動科学コースだけであるが、同競技スポーツコースを専攻する学生にも取得できるよう検討する。また、障害者スポーツ研究会やサークル、研修会のような、研究活動の場を検討する。

5. 参考・引用文献

- 1) (財)日本障害者スポーツ協会、「公認障害者スポーツ指導者制度」、(財)日本障害者スポーツ協会、2002.
- 2) (財)日本障害者スポーツ協会編、「(財)日本障害者スポーツ協会初級スポーツ指導員テキスト(障害者とスポーツ)」、(財)日本障害者スポーツ協会、2002.
- 3) 藤原進一郎編、「障害者とスポーツ」、(財)大阪身体障害者スポーツ振興会、1999.
- 4) (財)日本障害者スポーツ協会、「障害者スポーツの普及にむけて」、2002.
- 5) (財)日本障害者スポーツ協会編、「障害者のスポーツ指導の手引」、ぎょうせい、2001.
- 6) 藤原進一郎・高橋明、「障害者のスポーツ概論」、2000.
- 7) 藤原進一郎・柴田知香・小西治子・草山太郎、「研究紀要 第21集」、日本障害者体育・スポーツ研究会、1997.